

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
1	防災計画	全体			【担当部局凡例】 担当部局	【担当部局凡例】太字: 主担当、◎or○: 市の機関 ↓ 【担当部局凡例】太字: 主担当、◎: 市の機関・主担当、○: 市の機関 太字・細字を統一		危機管理課
2	防災計画	全体			ハザードマップと防災マップの 文言の使い分け		消防本部より修正案をいただいたが、使い分けについては下記のとおりであり修正はしない ①危険個所の情報を指すもの→ハザードマップ ②避難所、その他の防災に関する情報を指すもの →防災マップ ③両方を指す場合→ハザードマップ等	消防本部 危機管理課
3	防災計画	全体			参照	参照用に記載している資料編の項目番号の修正	資料編改定に伴う項目番号のずれを修正	危機管理課
4	防災計画	本編・ 資料編	目次	iv	目次【別冊】	甲賀市避難 勧告 等の判断・伝達マニュアル ↓ 甲賀市避難 情報発令 マニュアル	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局 危機管理課
5	防災計画	本編 I	第1章	I-1-4	系統図 上から3段目の箱書き	甲賀市避難 勧告 等の判断・伝達マニュアル ↓ 甲賀市避難 情報発令 マニュアル	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局 危機管理課
6	防災計画	本編 I	第1章	I-1-9	下の表中	信楽高原鉄道株式会社の事務又は業務内容欄 避難者等の 緊急輸送の協力 ↓ 避難者等の緊急輸送の協力	スペースの削除	消防本部
7	防災計画	本編 I	第2章	I-2-2	項目の先頭ずれ	1. 地形・地質と2. 人口等の分布の先頭ずれ	誤記	危機管理課
8	防災計画	本編 I	第2章	I-2-9	2. 南海トラフの巨大地震	1行目 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について 「平成25年12月に改正施行」を最終施行日である 「平成30年11月に改正施行」に改め、これに続く文の表現を改める	平成25年12月の改正施行で指定されており、以降の改正施行日の記載は必要か。 ↓ 「平成25年12月に改正施行された、」を削除し、文末を「指定されている。」に修正	消防本部 危機管理課
9	防災計画	本編 I	第3章	I-3-2	(2)子ども達の命を守る教育施設の耐震化の促進 1行目	将来を担う 子供たち の教育環境の充実 ↓ 将来を担う 子ども達 の教育環境の充実	誤記	福祉医療政策課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
10	防災計画	本編 I	第3章	1-3-4	(2)の文末	(2)多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備。 ↓ (2)多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備	誤記 文末の「。」を削除	消防本部
11	防災計画	本編 I	第3章	1-3-4	(2)多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備 アの5行目	災害発生時に快適な避難環境を確保し、避難した市民等の健康維持を図る。 ↓ 災害発生時に快適な避難環境を確保し、 <u>さらに、避難所等における避難者の過密抑制など感染症対策の観点も取り入れ</u> 、避難した市民等の健康維持を図る。	感染症対策に関する文言を追加	危機管理課
12	防災計画	本編 I	第3章	1-3-5	(2)の(ウ)	黒ボツ2つ目 ・非常用電源設備の設置(発電機等) ↓ ・非常用電源設備の設置(発電機等(<u>非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む</u>))	太陽光発電設備や蓄電池等の自立・分散型エネルギーシステムが非常時の電源として期待されるため。	滋賀県防災危機管理局
13	防災計画	本編 I	第3章	1-3-5	(2)多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備	<u>ウ 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策の構築</u> 災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。 また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局の役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に取り組む。	男女共同参画に関する事項を追加	危機管理課
14	防災計画	本編 I	第3章	1-3-6	(7)の文中2か所	水害や土砂災害に対する避難 <u>勧告</u> の発令基準 ↓ 水害や土砂災害に対する避難 <u>情報</u> の発令基準 「避難 <u>勧告</u> 等の判断伝達マニュアル」 ↓ 「避難 <u>情報</u> 発令マニュアル」	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
15	防災計画	本編 I	第4章	1-4-10	4. 輸送拠点の整備	<u>甲賀市水ロスポーツの森を削除</u>	県の広域陸上輸送拠点一覧表に記載がないため	甲賀土木事務所
16	防災計画	本編 I	第4章	1-4-11	(4)施設管理者の役割分担	黒ボツ2つ目 (<u>消防</u> 設備、 ↓ (<u>消火</u> 設備、	消防法施行令上、消防用設備等は、消火設備、警報設備及び避難設備に区分されているため	消防本部
17	防災計画	本編 I	第4章	1-4-14	第7 文化財の保護 2. 事業計画 ア 火災予防	(イ)漏電警報機の設置、 <u>消火栓(貯水槽を含む)・・・</u> ↓ (イ)漏電警報機お設置、 <u>消火設備の設置</u>		歴史文化財課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
18	防災計画	本編 I	第4章	1-4-14	2. 事業計画 (1)施設整備等 ウ その他の対策	防除網防止棚等 ↓ 防除網、落下防止棚等 電気的安全性 ↓ 電気的安全性	誤記	歴史文化財課
19	防災計画	本編 I	第4章	1-4-15	(2)信楽高原鐵道(甲賀市) (ウ)災害用資機材の整備	「鉄道事業者は、」を削除	主語が二重になり混乱を招くため	公共交通推進課
20	防災計画	本編 I	第5章	1-5-1	第1 市民に対する防災知識の普及・啓発の担当部局	○林業振興課を追加 ○人権推進課を追加	1-5-2(2) 林野火災予防の徹底に該当するため 1-5-3 6. 市民に対する教育 12)性暴力・DVに関する意識の普及	林業振興課 危機管理課
21	防災計画	本編 I	第5章	1-5-1	第1 市民に対する防災知識の普及・啓発	市及び各機関は、災害発生時に、市民が的確な ↓ 市及び各機関は、災害発生時に市民が的確な		秘書広報課
22	防災計画	本編 I	第5章	1-5-1	第1 市民に対する防災知識の普及・啓発	市民に対し、災害についての正しい知識、 ↓ 市民に対し災害についての正しい知識、		秘書広報課
23	防災計画	本編 I	第5章	1-5-1	(3)平常時の心得(日ごろの準備)	黒ボツ10個目を追加 ・地域の見守り、支えあいづくり	日頃からの活動や取り組みがあることで、いざという時の助け合いができるため	市社会福祉協議会
24	防災計画	本編 I	第5章	1-5-2	(3)液状化対策の普及・啓発 4行目	おこない、 ↓ 行い、	変換の統一	消防本部
25	防災計画	本編 I	第5章	1-5-2	3. 普及・啓発の方法	概ね次の媒体等の利用により実施する。 ↓ 概ね次の方法により実施する。 ・新聞、ラジオ、テレビ等の利用 ↓ ・新聞、ラジオ、テレビ等のメディアの利用 ・広報紙、印刷物等の利用 ↓ ・広報紙での掲載、印刷物等の作成・配布 ・ケーブルテレビ、インターネット、SNSの利用 ↓ ・ケーブルテレビ、インターネット(ホームページ、メール、SNS等)の利用	文言の整理	秘書広報課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
26	防災計画	本編 I	第5章	1-5-3	6. 市民に対する教育 表中に12)を追加	12) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、啓発	性暴力やDVに関する事項を追加	危機管理課
27	防災計画	本編 I	第5章	1-5-4	■スケジュールの表中 年末防火運動の備考欄	12月 中旬～ ↓ 12月 1日～	近年は12月1日から年末防火運動を実施しているため	消防本部
28	防災計画	本編 I	第5章	1-5-6	1行目	等の避難施設の整備 ↓ 等の避難設備の整備	文言の統一	消防本部
29	防災計画	本編 I	第5章	1-5-6	■実践的な訓練の内容の表中 3)	避難勧告、指示、自主避難 ↓ 避難指示、自主避難	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
30	防災計画	本編 I	第5章	1-5-7	第1 自主防災組織育成計画 の担当部局を追加	◎危機管理課、○政策推進課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部 ↓ ◎危機管理課、○政策推進課、○商工労政課、○人権推進課、市消防団、甲賀広域行政組合消防本部	男女共同参画、LGBTに関する部局として追加	危機管理課
31	防災計画	本編 I	第5章	1-5-8	8. 自主防災組織の具体的活動 2行目	市を始め ↓ 市をはじめ	誤記	消防本部
32	防災計画	本編 I	第5章	1-5-9	9. 自主防災組織の活動の表中 災害時の8段目	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示 (緊急)の伝達、 ↓ 高齢者等避難、避難指示の伝達、	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
33	防災計画	本編 I	第5章	1-5-9	9. 自主防災組織の活動の表中 災害時の14段目	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動 ↓ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点に十分配慮した活動	男性、女性のみならずLGBT等への配慮が必要であるため	滋賀県防災危機管理局
34	防災計画	本編 I	第5章	1-5-11	第3節 2行目	我国 ↓ 我が国	送り仮名の統一	消防本部
35	防災計画	本編 I	第5章	1-5-13 ～ 1-5-17	第1 避難行動要支援者の被害予防計画	避難行動要支援者名簿と同意者名簿が混同した記載になっているため、全体的に構成を再考し修正	福祉医療政策課と協議	福祉医療政策課 危機管理課
36	防災計画	本編 I	第6章	1-6-3	(8)緊急速報メール等 1行目	避難勧告等の緊急情報を ↓ 避難指示等の緊急情報を	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
37	防災計画	本編 I	第6章	1-6-4	第1 避難場所・避難所指定計画の担当部局	○商工労政課、○人権推進課を追加	男女共同参画、LGBTに関する部局として追加	危機管理課
38	防災計画	本編 I	第6章	1-6-5	第2節 避難体制の充実 第1 避難場所・難所指定計画	(3) 風水害の場合の避難場所 ア 早期開設の避難場所 イ 自主避難場所 ウ マイ・タイムライン のそれぞれの運用を記載	追記	危機管理課
39	防災計画	本編 I	第6章	1-6-6	黒ポツ8個目	・男女のニーズ、男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備 ↓ ・男女のニーズ、男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備	男性、女性のみならずLGBT等への配慮が必要であるため	滋賀県防災危機管理局
40	防災計画	本編 I	第6章	1-6-6	カ 指定避難所の備蓄	1行目の常備薬を削除	現在、薬の備蓄は行っていないため	危機管理課
41	防災計画	本編 I	第6章	1-6-6	キ 指定避難所の設備	2行目 空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した ↓ 空調、洋式トイレ、パーティション等、要配慮者や女性、子どもにも配慮した	女性や子どもに対する配慮に関することを追加	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
42	防災計画	本編 I	第6章	1-6-6	ク 避難所運営マニュアルの充実 全文変更	<p>ク 避難所の運営管理体制の構築等 (ア)運営管理体制の構築 避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、運営の具体的な行動を明記した「避難所運営マニュアル」の充実を行い、避難所運営訓練を通して迅速な開設に向けた準備、体制づくりに努める。</p> <p>(イ)男女双方の視点等への配慮 避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p> <p>さらに、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	男女双方の視点、女性の参画、LGBT、DVに関する事項を追加	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
43	防災計画	本編 I	第6章	I-6-7	4. 避難に関する情報の周知	(1)避難所情報等の配付 ↓ (1)避難所情報等の配布	文言の統一	消防本部
44	防災計画	本編 I	第6章	I-6-7	4. 避難に関する情報の周知 (1)避難所情報等の配布	2行目後半～ 避難所及び避難路の所在等を記したハザードマップ等を配布する。 ↓ 避難所の所在及び避難路等を記したハザードマップ等を配布する。	文言の整理	危機管理課
45	防災計画	本編 I	第6章	I-6-7	第3 避難計画の作成	黒ボツ1つ目 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示(緊急)に関する基準及び伝達方法 ↓ ・高齢者等避難、避難指示に関する基準及び伝達方法	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
46	防災計画	本編 I	第6章	I-6-8	第5 防疫及び保健衛生対策の担当部局	○新型コロナウイルス感染症対策室を追加	記載方法の統一	危機管理課
47	防災計画	本編 I	第6章	I-6-12	(5)市民等による救急救助体制の育成 1行目	自発的に救急活動をおこなう ↓ 自発的に救急活動を行う	変換の統一	消防本部
48	防災計画	本編 I	第6章	I-6-12	第3 食料、生活用品等の充実 3. 事業計画 (1)非常用物資の備蓄	ア 食料及び生活必需品の備蓄に追加 また、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄や調達先の確保に努める。 なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあつては、紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到着するまでの生活の確保を図る。	県防災計画修正に合わせる	危機管理課
49	防災計画	本編 I	第6章	I-6-16	エ 赤十字飛行隊(日本赤十字)の所有するヘリ:日赤滋賀県支部	エ 赤十字飛行隊(日本赤十字)の所有するヘリ: 日赤滋賀県支部を削除 エの一文削除により、オをエに修正	日本赤十字社滋賀県支部に問い合わせた結果、所有するヘリはないとのこと	福祉医療政策課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
50	防災計画	本編 I	第7章	1-7-3	甲賀市消防団 組織図	令和2年4月1日現在 ↓ 令和4年3月20日現在 水口方面隊第5分団 小型動力ポンプ 5台→4台 小原分団 小型動力ポンプ 4台→3台 多羅尾分団 小型動力ポンプ 2台→1台	基準日と台数の変更	危機管理課
51	防災計画	本編 I	第7章	1-7-4	(2)消防団 ア 第1出動 1行目 イ 第2出動 1行目	その他火災 ↓ その他の火災	誤記	消防本部
52	防災計画	本編 I	第7章	1-7-9	7. 交通規制の報告系統	7. 交通規制の報告系統の説明文を修正 規制を実施したとき各機関は、下図のような系統によって報告を行い、 ↓ 規制実施者は、相互によって報告を行い、	図の不存在	消防本部
53	防災計画	本編 I	第7章	1-7-11	(3)緊急通行車両の取扱い	ア 道路整備特別措置法第12条の規定 ↓ ア 道路整備特別措置法第24条の規定	根拠規定の間違い	消防本部
54	防災計画	本編 I	第7章	1-7-16	第6節 土砂災害応急対策計画の担当部局	甲賀土木事務所、○建設管理課、○建設事業課 ↓ ◎建設管理課、○建設事業課、甲賀土木事務所	担当部・課の記載が、「II編第5章第4節 土砂災害応急対策計画」と異なるため統一することが望ましい	甲賀土木事務所
55	防災計画	本編 I	第7章	1-7-20	(8)警戒区域の設定と広報活動 1行目	及び爆発危険区域を削除	消防法上、爆発危険区域の定義がないため削除	消防本部
56	防災計画	本編 I	第7章	1-7-20	(11)避難措置等の指示及び解除	避難計画に従って避難勧告を行う。 ↓ 避難計画に従って避難指示を行う。	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
57	防災計画	本編 I	第7章	1-7-24	(カ)利用者への周知 1行目	ホームページを追加 利用の制限を行ったときは、ホームページ、広報車、ラジオ、…	現状の運用に則り追記	西日本電信電話(株) 滋賀支店
58	防災計画	本編 I	第7章	1-7-25	(2)信楽高原鐵道	ウ 第2種鉄道事業者の業務 ↓ ウ 第2種鉄道事業者(信楽高原鐵道株式会社)の業務	事業者の名称を明確にするため	公共交通推進課
59	防災計画	本編 I	第7章	1-7-25	(2)信楽高原鐵道	エ 第3種鉄道事業者の業務 ↓ エ 第3種鉄道事業者(甲賀市)の業務	事業者の名称を明確にするため	公共交通推進課
60	防災計画	本編 I	第7章	1-7-26	イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。	(イ)職員による仮復旧の実施職員による仮復旧の実施 ↓ (イ)職員による仮復旧の実施	誤記	消防本部

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
61	防災計画	本編 I	第7章	1-7-29	■市庁舎等の応急修理フロー	「施設管理者が修理する」の修理に重なって「無し」が記載されているため「無し」を削除	誤記	消防本部
62	防災計画	本編 I	第7章	1-7-34	第1 相互応援協力計画の担当部局	○商工労政課を追加 市社会福祉協議会を追加	男女共同参画の追加 記載もれ	危機管理課
63	防災計画	本編 I	第7章	1-7-36	第1 相互応援協力計画の項目追加	4. 相互協力 女性の視点からの災害対応を進めるため、内閣府が実施する「災害対応における男女共同参画センター間相互支援ネットワーク」を活用する。 5. 関連機関等との連携 6. 市民等の協力 7. 災害ボランティアの協力	商工労政課において加入予定であるため	危機管理課
64	防災計画	本編 I	第7章	1-7-39	第13節 自衛隊災害派遣要請計画の担当部局	陸上自衛隊を追加	追記	危機管理課
65	防災計画	本編 I	第7章	1-7-47	2. 被害情報収集 (1)被害報告の取扱要領 ア 報告すべき災害 (ア)災害の定義 1行目	崖崩れ ↓ がけ崩れ	他との不一致	甲賀大原地域市民センター
66	防災計画	本編 I	第7章	1-7-48	(2)所轄施設 4行目	【資料編 6.15 災害被害即報様式(その3ー農業関係被害、避難勸告等)】 ↓ 【資料編6.15 災害被害即報様式(その3ー農業関係被害、避難指示等)】	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
67	防災計画	本編 I	第7章	1-7-48	5. 建物被害調査 (2)被害調査 以降、ページ末まで	フォントサイズの修正	フォントサイズの統一	甲賀大原地域市民センター
68	防災計画	本編 I	第7章	1-7-49	(4)被害報告用紙	【資料編 6.15 災害被害即報様式(その3ー農業関係被害、避難勸告等)】 ↓ 【資料編6.15 災害被害即報様式(その3ー農業関係被害、避難指示等)】	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
69	防災計画	本編 I	第7章	1-7-50	■震度情報ネットワークシステムの系統図	※2の横の↓の長さを修正	↓が四角枠を突き抜けている	甲賀大原地域市民センター
70	防災計画	本編 I	第7章	1-7-50	第2 被害報告計画の担当部局	県防災危機管理局、甲賀土木事務所、甲賀警察署、甲賀広域行政組合消防本部を追加	追記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
71	防災計画	本編 I	第7章	1-7-51	1行目	【資料編 6.15 災害被害即報様式(その3-農業関係被害、避難 勸告 等)】 ↓ 【資料編6.15 災害被害即報様式(その3-農業関係被害、避難 指示 等)】	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
72	防災計画	本編 I	第7章	1-7-53	第3 気象予警報等伝達計画の担当部局	<u>彦根地方气象台を追加</u>		危機管理課
73	防災計画	本編 I	第7章	1-7-61	第4 災害広報公聴計画の担当部局	<u>〇障がい福祉課を追加</u>	1-7-63(3)要配慮者への広報で「視覚障がい者のために手話通訳放送」とあるため	秘書広報課
74	防災計画	本編 I	第7章	1-7-62	エ 広報編集体制 (ア)広報体制	エ 広報 編集 体制 ↓ エ <u>広報体制</u> (ア) <u>広報体制を削除</u> <u>a~dを(ア)~(エ)に変更</u>	(イ)以下の項目がないため不要	秘書広報課
75	防災計画	本編 I	第7章	1-7-62	エ 広報編集体制 (d)	d 必要な情報を公表するとともに、 <u>広報紙を編集・印刷し、速やかに確実な手段をもって市民に配布</u> する。 ↓ <u>(エ)必要な情報を速やかに確実な手段をもって市民に広報する。</u>	・公表というよりは広報 ・広報手段は広報紙を配布することだけでなく、次の「オ 広報手段」に記載されているとおり複数あるため限定しない。	秘書広報課
76	防災計画	本編 I	第7章	1-7-62	オ 広報手段 (カ)	(カ) <u>インターネットホームページ掲載及びSNSによる情報提供</u> ↓ (カ) <u>ホームページ掲載及びSNSによる配信</u>	文言の整理	秘書広報課
77	防災計画	本編 I	第7章	1-7-63	(5)外国人に対する広報 9行目	災害時多言語情報センターを設置(市民支援班調整)し、対策本部と連携し、 ↓ 災害時多言語情報センターの <u>設置を甲賀市国際交流協会に依頼し</u> 、対策本部と連携し、	担当欄には協会の名称が記載されているが、文中には記載がないため協会の名称を記載したほうが良い	福祉医療政策課 危機管理課
78	防災計画	本編 I	第7章	1-7-68	第1 避難勸告指示計画	避難 勸告 指示計画 ↓ <u>避難情報発令計画</u>	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
79	防災計画	本編 I	第7章	1-7-68	2. 計画の内容	避難 勧告 指示計画の内容は「避難 勧告 等の判断・伝達マニュアル」に定める。 ↓ 避難 情報発令 計画の内容は「避難 情報発令 マニュアル」に定める。	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
80	防災計画	本編 I	第7章	1-7-68	第2 避難及び避難誘導 2行目後半～3行目	避難支援者は、 避難準備・高齢者等避難開始 が 発表 された場合、 ↓ 避難支援者は、 高齢者等避難 が 発令 された場合、	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
81	防災計画	本編 I	第7章	1-7-69	-14	1行目 市長は、避難のための立退きの 勧告 や 指示 、 ↓ 市長は、避難のための立退きの 指示 、 3行目 当該 勧告 又は 指示 に関する事項について、 ↓ 当該 指示 に関する事項について、	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
82	防災計画	本編 I	第7章	1-7-70	■風水害・土砂災害時における避難フロー	早期避難 について記載	避難情報発令マニュアル対象フロー以前に、早期避難のフローを追記。	危機管理課
83	防災計画	本編 I	第7章	1-7-70	■風水害・土砂災害時における避難フロー 図中3か所	避難 勧告 等の判断・伝達マニュアル ↓ 避難 情報発令 マニュアル 避難 準備・高齢者等避難開始 ↓ 高齢者等避難 避難 勧告・指示(緊急) の発令 ↓ 避難指示の発令 又は 自主避難	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
84	防災計画	本編 I	第7章	1-7-71	■地震時の避難フロー 図中3か所	避難 勧告 等の判断・伝達マニュアル ↓ 避難 情報発令 マニュアル 避難勧告・指示(緊急) の発令又は 自主避難 ↓ 避難指示の発令 又は 自主避難	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
85	防災計画	本編 I	第7章	1-7-72	3. 避難所への避難順序	1行目先頭 アを削除 2行目以降 1文字分左へ(頭揃え) フォントサイズの修正	体裁の修正	甲賀大原地域市民センター

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
86	防災計画	本編 I	第7章	1-7-73	■避難所開設・運営フロー	3段目 「住居を喪失した市民有」を左揃えに	体裁の修正	甲賀大原地域市民センター
87	防災計画	本編 I	第7章	1-7-73	■避難所開設・運営フロー	○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が発令された時 ↓ ○高齢者等避難、避難指示が発令された時	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
88	防災計画	本編 I	第7章	1-7-74	(2)避難所の管理 4～5行目	男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人の視点等に配慮する。	男性、女性のみならずLGBT等への配慮が必要であるため	滋賀県防災危機管理局
89	防災計画	本編 I	第7章	1-7-75	2. 情報伝達体制	(1)避難準備情報・避難情報の伝達 ↓ (1)避難情報の伝達	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
90	防災計画	本編 I	第7章	1-7-75	2. 情報伝達体制 1行目	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」 ↓ 「避難情報発令マニュアル」	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
91	防災計画	本編 I	第7章	1-7-79	第8 帰宅困難者対策 2. 一時滞在施設の確保 1行目	待機場所が無いものを ↓ 待機場所が無い者を	誤記	市民課
92	防災計画	本編 I	第7章	1-7-84	(5)災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	1行目 「次のとおり」とあるが次が分からない 実費弁償の基準は、【資料編6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準】のとおりであるが、	誤記	福祉医療政策課
93	防災計画	本編 I	第7章	1-7-90	(4)給水用資材の調達 ア 給水用資材の設置等については、次のとおりとする。	(ア)ポリタンク ポリタンクは平常より、1,000本程度設置しておくが、 ↓ (ア)給水袋 給水袋は平常より、60給水袋3,000枚程度を備蓄しておくが、	給水用資材の変更	上水道課
94	防災計画	本編 I	第7章	1-7-91	イ 給水目標	(イ)20ℓ入りポリタンクを1,000個設置により6,666人/1日分を賄う。 ↓ (イ)60給水袋を3,000枚備蓄により6,000人/1日分を賄う。	給水用資材の変更	上水道課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
95	防災計画	本編 I	第7章	I-7-91	エ 給水方法	(ア)搬送給水(ポリタンク及び給水タンク) ↓ (ア)補給場所(甲南地域市民センター前広場設置の地下式耐震貯水槽、各浄水場、配水池) (イ)拠点給水(甲南地域市民センター前広場設置の地下式耐震貯水槽、各浄水場、配水池) ↓ (イ)給水場所(各小中学校及び公共施設)		上水道課
96	防災計画	本編 I	第7章	I-7-97	(3)被災建築物応急危険度判定の実施 ア応急危険度判定実施本部の設置	震度6以上の地震が発生した場合は、… ↓ 災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、… 「震度5以下の場合は、その都度対策本部で設置を判断する。」を削除	大雨災害の場合にも設置が必要となることが考えられるため	滋賀県防災危機管理局
97	防災計画	本編 I	第7章	I-7-98	(4)被災住宅危険度判定の実施 ア被災宅地危険度判定実施本部の設置	震度6以上の地震が発生した場合は、… ↓ 災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、… 「震度5以下の場合は、その都度対策本部で設置を判断する。」を削除	大雨災害の場合にも設置が必要となることが考えられるため	滋賀県防災危機管理局
98	防災計画	本編 I	第7章	I-7-100	(イ)医療チームの構成	人員構成は、医師2人、看護師2人… ↓ 人員構成は、医師1人、看護師2人…	誤記	福祉医療政策課
99	防災計画	本編 I	第7章	I-7-100	(イ)医療チームの構成 4行目	医師会に、さらに市内民間病院 ↓ 医師会、さらに市内民間病院	誤記	福祉医療政策課
100	防災計画	本編 I	第7章	I-7-100	(オ)緊急医療班の派遣要請 2行目	県地方本部(健康福祉事務所) ↓ 県地方本部(甲賀保健所)		福祉医療政策課
101	防災計画	本編 I	第7章	I-7-100	(キ)医療品及び医療器材の調達 2行目	甲賀保健所を通じて ↓ 県地方本部(甲賀保健所)を通じて		福祉医療政策課
102	防災計画	本編 I	第7章	I-7-101	■医療救護の組織体制	病院部 ↓ 病院班	誤記	福祉医療政策課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
103	防災計画	本編 I	第7章	I-7-101	エ ヘリコプターを利用した移送	エ ヘリコプターを利用した移送を削除	日本赤十字社滋賀県支部に問い合わせた結果、所有するヘリはないとのこと	福祉医療政策課
104	防災計画	本編 I	第7章	I-7-102	第11 赤十字飛行隊派遣要請計画	第11 赤十字飛行隊派遣要請計画をすべて削除	日本赤十字社滋賀県支部に問い合わせた結果、所有するヘリはないとのこと	福祉医療政策課
105	防災計画	本編 I	第7章	I-7-102	(5)医療機関 1行目	「臨時の医療施設については」を削除	誤記	福祉医療政策課
106	防災計画	本編 I	第7章	I-7-103	第12 文教対策計画の担当部局	○保育幼稚園課を追加		危機管理課
107	防災計画	本編 I	第7章	I-7-103	2. 計画の内容	(1)学校、 幼稚園 における防災体制 ↓ (1)学校、 保育園等 における防災体制 4行目 また、市内 保育園等 も学校の対策に準じた	保育園、幼稚園が混在しているため	保育幼稚園課 危機管理課
108	防災計画	本編 I	第7章	I-7-103	第12 文教対策計画 2. 計画の内容	(2)児童等の安全措置 ア 特別警報・暴風警報・特別の発表時等における措置について、「自然災害における甲賀市小中学校の対応基準について」に合わせるよう修正	「自然災害における甲賀市小中学校の対応基準について」が改訂となったため	学校教育課
109	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	(3)園・学校長(施設長)の措置	ア 2行目 応急の教育計画を策定 ↓ 応急の教育・ 保育 計画を策定 イ 2行目 応急教育体制に備えること。 ↓ 応急教育・ 保育 体制に備えること。 (ア)学校行事、会議 ↓ (ア)学校・ 園 行事、会議	追記	危機管理課
110	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	ウ 始業時刻以前の休業及び始業時刻の繰り下げの伝達	(ア)防災行政無線を削除		危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
111	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	(4)応急教育実施の予定場所及び教育実施者の確保措置	<p>(4)応急教育実施の予定場所及び教育実施者の確保措置</p> <p>↓</p> <p>(4)応急教育・保育実施の予定場所及び教育・保育実施者の確保措置</p> <p>1行目 市教育委員会はあらかじめ、・・・学校授業が災害の ↓ 市教育委員会及びこども政策部はあらかじめ、・・・ 学校授業・保育等が災害のため</p> <p>2行目 応急教育の実施予定場所の選定、・・・教職員に欠員が ↓ 応急教育・保育の実施予定場所の選定、・・・教職員等に欠員が</p>	追記	危機管理課
112	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	ページ下の表	<p>真ん中の項目 応急教育の予定場所 ↓ 応急教育・保育の予定場所</p> <p>災害の程度 1段目 学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合 ↓ 学校・園の一部の校舎・園舎が災害を受けた程度の場合</p> <p>災害の程度 2段目 学校の校舎の全部が災害を受けた場合 ↓ 学校・園の校舎・園舎の全部が被害を受けた場合</p>	追記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
113	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	ページ下の表	<p>応急教育の予定場所 1段目 2)二部授業等、授業の実施方法について ↓ 2)二部授業等、授業・保育の実施方法について</p> <p>2段目 2)隣接学校の校舎を利用する。 ↓ 2)隣接学校・園の校舎・園舎を利用する。</p> <p>3段目 学校、公民館等公共施設を ↓ 学校、園、公民館等公共施設を</p> <p>4段目 学校、公民館等公共施設を ↓ 学校、園、公民館等公共施設を</p>	追記	危機管理課
114	防災計画	本編 I	第7章	I-7-104	ページ下の表	<p>一番右の項目 教育実施者確保の措置 ↓ 教育・保育等実施者確保の措置</p> <p>3)隣接学校より可能な範囲内において ↓ 3)隣接学校・園より可能な範囲内において</p> <p>4) 2行目 授業の実施 ↓ 授業・保育の実施</p> <p>4) 3行目 県教育委員会に派遣を ↓ 県教育委員会、子ども・青少年局に派遣を</p>	追記	危機管理課
115	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(5)応急教育対策	<p>(5)応急教育対策 ↓ (5)応急教育・保育対策</p>	追記	保育幼稚園課
116	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(5)応急教育対策 ア 被災状況調査の実施	<p>1行目 学校教育班は、 ↓ 学校教育班及び子ども支援班は、</p>	追記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
117	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(5)応急教育対策 ア 被災状況調査の実施	(ア)学校施設の被害状況 ↓ (ア)園・学校施設の被害状況	追記	危機管理課
118	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(5)応急教育対策	イ 教育施設の応急復旧対策 ↓ イ 教育施設等の応急復旧対策	追記	危機管理課
119	防災計画	本編1	第7章	I-7-105	イ 教育施設の応急復旧対策	(ア)校舎、運動場の応急復旧 ↓ (ア)校舎、園舎、運動場の応急復旧	追記	保育幼稚園課
120	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(ア)校舎、運動場の応急復旧	1行目 通学の危険のなくなった場合は直ちに授業を再開できるように ↓ 通学・通園の危険のなくなった場合は直ちに授業・保育等を再開できるように 3行目 校舎の復旧完了を待って ↓ 校舎等の復旧完了を待って 4行目 一時学校を閉鎖する。 ↓ 一時学校・園等を閉鎖する。	追記	危機管理課
121	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(ウ)学校施設の緊急使用	(ウ)学校施設の緊急使用 ↓ (ウ)学校・保育施設等の緊急使用	追記	保育幼稚園課
122	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	ウ 応急教育の実施	ウ 応急教育の実施 ↓ ウ 応急教育・保育の実施	追記	保育幼稚園課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
123	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	ウ 応急教育の実施	1行目 応急教育の実施については、被害状況に応じ、教育の実施場所、実施方法 ↓ 応急教育・ 保育 の実施については、被害状況に応じ、教育・ 保育 の実施場所、実施方法 2行目 学校教育班において ↓ 学校教育班及び 子ども支援班 において	追記	危機管理課
124	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	ウ 応急教育の実施 (ア)学校施設の確保	(ア)学校施設の確保 ↓ (ア)学校・保育施設の確保 学校施設の著しい被害、・・・通学路の遮断等によって通常の授業を行うことが・・・学校又は他の・・・授業を行う等の措置をとる。 ↓ 学校・ 保育 施設の著しい被害、・・・通学路等の遮断等によって通常の授業・ 保育 を行うことが・・・学校・ 園 又は他の・・・授業・ 保育 を行う等の措置をとる。	追記	危機管理課
125	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	ウ 応急教育の実施 (イ)教職員の確保	(イ)教職員の確保 ↓ (イ)教職員 等 の確保	追記	危機管理課
126	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(イ)教職員の確保	1行目 応急教育を実施するに当たって、・・・確保を行う。 ↓ 応急教育・ 保育 を実施するに当たって、・・・確保を行い、 子ども支援班は必要な保育士の確保を行う。 2行目 災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に・・・県教育委員会と協議のうえ、・・・教職員を確保する。 ↓ 災害により教職員・ 保育士等 の多くが被災し、応急教育・ 保育 の実施に・・・県教育委員会、 県子ども青少年局 と協議のうえ、・・・教職員 等 を確保する。	追記	保育幼稚園課 危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
127	防災計画	本編 I	第7章	I-7-105	(イ)教職員の確保	a、bを次のように修正 a学校教育班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。 <u>また、教員免許状所持者で現職にない者の一覧表を学校教育班に備え、必要に応じて派遣する。</u> bこども支援班は、各保育園等の保育士不足数の状況により一時的な保育組織の編成を検討し、出務等を指示する。 <u>また、保育士免許状所持者で現職にない者の一覧表をこども支援班に備え、必要に応じて派遣する。</u>	追記	危機管理課
128	防災計画	本編 I	第7章	I-7-107	(10)避難等に係る防災体制	(ウ)特に特別支援学校に当たっては ↓ (ウ) 特別支援学校に当たっては	「特に」を削除 後に医療的ケア児についても記載するため	保育幼稚園課
129	防災計画	本編 I	第7章	I-7-107	(10)避難等に係る防災体制 (エ)を追加	(エ)医療的ケア児に対する体制として以下の点に留意する。 (※市公立園において医療的ケア時とは、医療行為必要児及び看護師の観察必要児を指す。) a保護者、各関係機関及び医療機関と十分な連携を図る。 b救急搬送を依頼する場合は、消防本部と連携を図る。 c医療的ケアに必要な物品等の運搬者を確保する。 d医療機器用の電源が必要となる場合があるため、発電機等を確保する。 e医療的ケアを行うためのスペース及びプライバシー保護のため周りから見えないよう配慮する。	追記	保育幼稚園課
130	防災計画	本編 I	第7章	I-7-107	(10)避難等に係る防災体制 ウ巡回・引率体制の確立	1行目を(ア) 2行目に(イ)を追加 (イ)医療的ケア児に対しては、看護師による巡回・引率体制を確保し、保護者の協力を得る。	医療的ケア児に対しては、必ず看護師の引率が必要なため	保育幼稚園課
131	防災計画	本編 I	第7章	I-7-107	(11)地震時の学校における応急対策	(11)地震時の学校における応急対策 ↓ (11)地震時の園・学校における応急対策	追記	保育幼稚園課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
132	防災計画	本編 I	第7章	I-7-107	(11)地震時の学校における応急対策	ア 学校内(寄宿舎を含む)での授業中の場合 ↓ ア <u>園</u> ・学校内(寄宿舎を含む)での授業・ <u>保育</u> 中の場合	追記	保育幼稚園課
133	防災計画	本編 I	第7章	I-7-108	イ 学校外での活動中の場合	イ 学校外での活動中の場合 ↓ イ <u>園</u> ・学校外での活動中の場合	追記	保育幼稚園課
134	防災計画	本編 I	第7章	I-7-108	ウ 授業時間外の場合	ウ 授業時間外の場合 ↓ ウ 授業・ <u>保育</u> 時間外の場合	追記	危機管理課
135	防災計画	本編 I	第7章	I-7-108	ウ 授業時間外の場合	(ア)の4行目 自宅から最寄りの学校又は ↓ 自宅から最寄りの <u>園</u> ・学校又は (イ)の1行目 速やかに勤務学校又は該当学校へ登校し、 ↓ 速やかに勤務 <u>園</u> ・学校又は該当 <u>園</u> ・学校へ <u>登園</u> ・登校し、	追記	危機管理課
136	防災計画	本編 I	第7章	I-7-108	■発災直後の参集に関する規定	表中に看護師等を追加 区分・・・ <u>看護師等</u> 実施規定・・・ <u>医療的ケアの実施と傷病者に対する救急対応</u>	追記	保育幼稚園課
137	防災計画	本編 I	第7章	I-7-110	第15 義援金品配布計画の担当部局	<u>市社会福祉協議会を追加</u>	共同募金の事務局、義援金の募集も行っているため	市社会福祉協議会
138	防災計画	本編 I	第7章	I-7-110	2. 計画の内容 (1)義援金の募集 イ 義援金の受付	_____義援金の受付は、 ↓ <u>市本部で行う</u> 義援金の受付は、	義援金募集は県単位機関でも行うため、会計班が行う受付は「市」分である	会計課
139	防災計画	本編 I	第7章	I-7-110	イ 義援金の受付	義援金抛出处者名簿を用いて ↓ 義援金 <u>品</u> 抛出处者名簿を用いて	資料6-56～57 様式1～3号は「義援金品」となっている	会計課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
140	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-111	ウ 義援金の配分	被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき市に配分を行う。 ↓ 被災者等に対する配分方針を決定する。	ここでいう「協議会」は市の組織であるため。(協議会の位置づけをしっかりとすべき) ・「滋賀県」で受け付けた義援金については、滋賀県防災計画の「募集・配分委員会」で配分される。 ・市受付の義援金と、滋賀県から配分された義援金を、協議会がどのように市民等へ配分するかを決定するのではないのか。	会計課
141	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-111	ウ 義援金の配分 3行目	協議会の方針に準じて ↓ 協議会の方針に基づき	ここでいう「協議会」は市の組織であるため。	会計課
142	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-111	(2)義援物資の募集 ア 義援物資の募集 1行目	「県本部及び」を削除	市が募集をするなら、あえて記入する必要はない	会計課
143	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-111	イ 義援物資の受付 2行目	「広域輸送拠点及び」を削除	「広域輸送拠点」は、規定されていないのではないのか	会計課
144	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-112	第1 防疫計画	○新型コロナウイルス感染症対策室を追加		危機管理課
145	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-118	[各関係機関・団体の役割]の 図		「滋賀県災害対策廃棄物広域処理業務マニュアル」(平成31年3月)では該当の図は削除されている。 滋賀県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)の概要版P2の左下図または計画本文P27等、別の図表を用いる方が適切 参考)滋賀県災害廃棄物処理計画 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13364.html	滋賀県防災危機管理局
146	防災計画	本編Ⅰ	第7章	I-7-119 I-7-120	引用資料		環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月)改定後の表を用いる方が適切 環境省_災害廃棄物対策情報サイト_災害廃棄物対策指針について http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/	滋賀県防災危機管理局
147	防災計画	本編Ⅱ	第2章	Ⅱ-2-1	第1 河川対策 2. 事業計画 (2)ア洪水予報等の伝達	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」 ↓ 「避難情報発令」マニュアル	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
148	防災計画	本編Ⅱ	第2章	Ⅱ-2-6	1行目	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」 ↓ 「避難情報発令」マニュアル	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
149	防災計画	本編Ⅱ	第4章	Ⅱ-4-1	第2 水位の観測	(3)消防団待機水位、… ↓ (3)水防団待機水位、…	誤記	甲賀大原地域市民センター
150	防災計画	本編Ⅱ	第4章	Ⅱ-4-2	第3 観測・通報の充実 (2)観測業務及び予警報伝達 2行目	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」 ↓ 「避難情報発令マニュアル」	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
151	防災計画	本編Ⅱ	第4章	Ⅱ-4-3	第1 風水害の避難基準 2行目	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」 ↓ 「避難情報発令マニュアル」	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
152	防災計画	本編Ⅱ	第4章	Ⅱ-4-3	第3 水防信号	滋賀県水防信号規則 ↓ 水防のため出動する車両に掲げる標識および水防信号に関する規則	現行の規則名との整合	消防本部
153	防災計画	本編Ⅱ	第4章	Ⅱ-4-3	第2 避難体制整備計画	第5 早期開設の避難場所 (1)おおむね23小学校区ごとの公共施設を「早期開設の避難場所」とする。 (2)「早期開設の避難場所」を設置することで、市民の早めの立退き避難を促す。 (3)早期注意情報等により事前予測が可能な台風のような災害を主として運用する。 (4)ゲリラ豪雨による突発的な土砂災害等の場合は、避難情報発令地区に指定緊急避難場所を開設し対処する。また、区・自治会に協力をいただき自主避難場所の開設を促す。 【資料編10.1避難所台帳】	早期開設の避難場所について追記	信楽地域市民センター 危機管理課
154	防災計画	本編Ⅱ	第5章	Ⅱ-5-5	第1 風水害・土砂災害避難計画 2. 計画の内容	(2) 災害の警戒避難準備 避難準備(避難準備・高齢者等避難開始)又は避難勧告・指示(緊急)は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める。 ↓ (2) 災害の警戒避難準備 高齢者等避難又は避難指示は、「避難情報発令マニュアル」に定める。 (3) 避難情報の種類 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める。 ↓ (3) 避難情報の種類 「避難情報発令マニュアル」に定める。 (4) 土砂災害に関わる避難のための・・・ 2行目 避難のための立退きの勧告、又は指示 ↓ 避難のための立退きの指示	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
155	防災計画	本編Ⅱ	第5章	Ⅱ-5-6	(3)二次災害予防	イの2行目 市民等の警戒、避難勧告等を出すとともに、 ↓ 市民等の警戒、 避難のための立退きの指示 を出すとともに、	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
156	防災計画	本編Ⅱ	第5章	Ⅱ-5-7	3. 土砂災害警戒区域等… (2)警戒避難基準	避難準備(避難準備・高齢者等避難開始) 又は 避難勧告・指示(緊急) は、「 避難勧告 等の判断・伝達マニュアル」に定める。 ↓ 高齢者等避難 又は 避難指示 は、「 避難情報発令マニュアル 」に定める。	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局
157	防災計画	本編Ⅲ	第1章	Ⅲ-1-3	第2 高圧ガス施設災害予防計画の担当部局	ガス販売事業者 ↓ 甲賀広域行政組合消防本部、ガス販売事業者		
158	防災計画	本編Ⅲ	第1章	Ⅲ-1-4	第4 毒物劇物施設災害予防計画の担当部局	甲賀広域行政組合消防本部 を追加		消防本部
159	防災計画	本編Ⅲ	第1章	Ⅲ-1-4	第4 毒物劇物施設災害予防計画	黒ボン5つ目 ・化学消防機材の整備 危険物事業所 における化学消化薬剤及び… ↓ 毒物劇物施設 における化学消化薬剤及び…	文言の統一	消防本部
160	防災計画	本編Ⅲ	第1章	Ⅲ-1-4	第4 毒物劇物施設災害予防計画 (1)施設の実態の把握	毒物・劇物関係の 消防上 必要な事項について ↓ 毒物・劇物関係の 消防法上 必要な事項について	消防機関側の対応に関する記載となっているため	消防本部
161	防災計画	本編Ⅲ	第1章	Ⅲ-1-7	(5)常備消防の消防施設の整備 ア 危険物施設等に対する消防力の整備	化学消防 ポンプ自動車 ↓ 化学消防車 屈折 はしご付消防 ポンプ自動車 ↓ はしご付消防自動車	誤記	消防本部
162	防災計画	本編Ⅲ	第2章	Ⅲ-2-2	※災害拠点病院 地域災害医療センター	草津総合病院 ↓ 淡海医療センター	名称の変更	危機管理課
163	防災計画	本編Ⅲ	第2章	Ⅲ-2-6	第8 市民等の避難	1. 避難勧告・指示と避難誘導の実施 ↓ 1. 避難指示 と避難誘導の実施 2行目 に対し避難勧告、指示を行う。 ↓ に対し 避難指示 を行う。	令和3年5月20日付け、災害対策基本法の改定による	消防本部 滋賀県防災危機管理局 甲賀大原地域市民センター

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
164	防災計画	本編IV	第1章	IV-1-12	3. 住宅復興資金	1行目 火災、地震、暴風雨等の災害により ↓ 地震、暴風雨等の大災害により	県地域防災計画に文言を合わせる	危機管理課
165	防災計画	本編IV	第1章	IV-1-12	3. 住宅復興資金 (1)資金の種類	ア 災害復興住宅建設資金 イ 補修資金 ↓ ・災害復興住宅融資 (建設・購入・補修)	制度変更による	滋賀県防災危機管理局 危機管理課
166	防災計画	本編IV	第1章	IV-1-12	第2 災害弔慰金等及び災害 援護資金給貸与計画 2. 給貸与の要領	(1)生活福祉資金災害援護資金の貸与 ↓ (1)生活福祉資金制度による貸付(福祉費(災害援護資金))	内閣府の「被災者支援に関する各種制度の概要」の名称	福祉医療政策課
167	防災計画	本編IV	第1章	IV-1-15	2. 税金等の徴収猶予及び減免の措置	冒頭の「市は、」を削除 2行目 その他書類の提出又は納入若しくは納入に関する ↓ その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する	国税や県税の延長等は、市では実施できないため。 誤記	滋賀県防災危機管理局 危機管理課
168	防災計画	資料編	目次	i ii	1. 5. 1 1. 5. 2 5. 10 孤立集落の可能性一覧	フォントの修正	誤記	福祉医療政策課
169	防災計画	資料編	目次	i	3. 15 地災害危険地区(地すべり危険地区)	地災害危険地区(地すべり危険地区) ↓ 山地災害危険地区(地すべり危険地区)	誤記	林業振興課
170	防災計画	資料編	1	資1-1	1. 2 災害時優先電話一覧 順番:10	0748-65-6370 ↓ 0748-65-0538		危機管理課
171	防災計画	資料編	1	資1-1	1. 2 災害時優先電話一覧 順番:23	鮎河公民館の住所 土山町鮎河1950 ↓ 土山町鮎河1212-1	移転のため所在地変更	土山地域市民センター
172	防災計画	資料編	1	資1-1	1. 2 災害時優先電話一覧 順番:25	油日幼稚園 ↓ 甲賀西保育園南分園	園名を保育園に統一	保育幼稚園課
173	防災計画	資料編	1	資1-3	1. 4 応急仮設住宅設置予定地 表中 No.18	大野農村広場を削除	地元に譲渡済み	農業振興課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
174	防災計画	資料編	1	資1-4	1.5.1 1.5.2	見出しのフォント等の修正		危機管理課
175	防災計画	資料編	1	資1-4	1.5.1 野外収容施設仮設場所 地域:土山	<u>大野農村公園を削除</u>	地元に譲渡済み	農業振興課
176	防災計画	資料編	1	資1-10	1.8.3 土山地域 駐車場 対空表示(ヘリサイン)	土山地域市民センターの平面図を修正	開発センターの建て替えによる	危機管理課
177	防災計画	資料編	1	資1-12	1.9.1 市内外の入院可能医療機関	1.9.1 <u>市内外の入院可能</u> 医療機関 ↓ 1.9.1 <u>甲賀圏域内の</u> 医療機関 <u>診療科目を削除</u> <u>滋賀県オープンデータより甲賀市、湖南市に所在する病院を抜粋して記載</u> <u>出典元を右記のとおり記載</u>	「県内病院一覧(令和4年2月1日現在)」、滋賀県、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0国際 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/de.ed.ja)	福祉医療政策課
178	防災計画	資料編	1	資1-13 資1-14	1.9.2 市内診療所	<u>1.9.2のフォント修正</u> <u>診療科を削除</u> <u>滋賀県オープンデータより甲賀市内に所在する診療所を抜粋して記載</u> <u>※ただし、一般の方が利用できない診療所を除いて記載(例:○○工場内診療所、○○老人ホーム医務室など)</u> <u>出典元を右記のとおり記載</u>	「県内一般診療所一覧(令和4年2月1日現在)」、滋賀県、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0国際 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/de.ed.ja)	福祉医療政策課
179	防災計画	資料編	1	資1-17 ~ 資1-21	1.10公共施設耐震化状況	<u>令和3年度公共施設等の耐震化推進状況調査に差し替え</u>		危機管理課
180	防災計画	資料編	1	資1-23	1.12屋外拡声器又はサイレン 設置個所	<u>土山地域 梅田会館を削除</u>	建物解体・用途廃止のうえ、区へ譲渡済み	人権推進課
181	防災計画	資料編	1	資1-24	1.13.1 甲賀広域行政組合 消防本部職員数	消防本部 40名 → <u>41</u> 名 信楽消防署 25名 → <u>24</u> 名 基準日 令和2年12月1日 → <u>令和3年10月1日</u>	現行の職員数に更新	消防本部

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
182	防災計画	資料編	1	資1-24	1. 13. 2市消防団員数 1. 13. 3市消防車両数	<u>令和3年12月1日現在の団員数及び車両数に更新</u>		危機管理課
183	防災計画	資料編	1	資1-25	1. 13. 4 常備消防の消防資 機材一覧	資機材搬送車 湖南中央消防署 1 → <u>0</u> 資機材搬送車 合計 1 → <u>0</u> 救助工作車 湖南中央消防署 0 → <u>1</u> 救助工作車 合計 1 → <u>2</u> 基準日 令和2年4月1日 → <u>令和3年4月1日</u>	現行の車両台数に更新	消防本部
184	防災計画	資料編	1	資1-25	1. 14交番・駐在所 信楽交番	甲賀市信楽町長野474-2 ↓ 甲賀市信楽町長野 <u>1202-11</u>	移転のため所在地変更	信楽地域市民センター
185	防災計画	資料編	2	資2-2	甲賀市自主防災組織率	<u>令和4年2月28日現在の情報に更新</u>		危機管理課
186	防災計画	資料編	3	資3	資料3全般	<u>災害危険箇所、防災資料の見直し</u>	令和3年度滋賀県水防計画の内容と相違あり	甲賀土木事務所
	防災計画	資料編	3	資3-1 ～ 資3-5	3. 2河川重要水防区域及び危 険箇所	<u>表の数値等を令和3年度滋賀県水防計画の内容に修正</u>		危機管理課
	防災計画	資料編	3	資3-11 資3-12	3. 3堰堤調	<u>表の内容を令和3年度滋賀県水防計画の内容に修正</u>		危機管理課
	防災計画	資料編	3	資3-12	3. 4ダム調書	<u>(2)農業用ダム (3)砂防ダムの数値等を令和3年滋賀県水防計画の内容に修正</u>		危機管理課
	防災計画	資料編	3	資3-47 ～ 資67	3. 10. 1土砂災害警戒区域 (土石流) 3. 10. 2土砂災害警戒区域 (地すべり) 3. 10. 3土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	<u>基準日を県の第111指定日の令和3年3月23日に修正</u>		危機管理課
	防災計画	資料編	3	資3-71	3. 11道路重要水防箇所 一般国道(県管理) 主要地方道	<u>表の内容を令和3年度滋賀県水防計画の内容に修正</u>		危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
187	防災計画	資料編	3	資3-8	3.2 防災重点ため池箇所表中	<u>野上新池を削除</u>	廃池	農村整備課
188	防災計画	資料編	3	資3-9	3.2 防災重点ため池箇所表中	<u>小谷池、田畑茂光池、川田三次池、大池を削除</u>	見直し及び廃池	農村整備課
189	防災計画	資料編	3	資3-10	3.2 防災重点ため池箇所表中	<u>石屋池、はたやま池を削除</u>	見直し	農村整備課
190	防災計画	資料編	3	資3-10	3.2 防災重点ため池箇所表中	<u>地味ヶ谷池、西谷池、山王池、岩谷池、伊勢貝池を追加</u>	見直し	農村整備課
191	防災計画	資料編	3	資3-10	3.2 防災重点ため池箇所表中	<u>出展 農村整備課（令和4年3月31日改定予定）</u>		農村整備課
192	防災計画	資料編	3	資3-69	3.10.4 土砂災害(特別)警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設 ○急傾斜地の崩壊	<u>JAゆうハート リハステージほそはらを追加</u>	令和3年5月開設のため追加	長寿福祉課
193	防災計画	資料編	3	資3-69	3.10.4 土砂災害(特別)警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設 ○土石流	<u>1 老人福祉センター碧水荘を削除</u>	施設閉鎖のため	危機管理課
194	防災計画	資料編	3	資3-70	表中13	<u>水口東保育園を削除</u>	閉園(条例から削除R4.3.31)	保育幼稚園課
195	防災計画	資料編	3	資3-75	3.13 山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)	参照:滋賀県水防計画 ↓ 参照:滋賀県 <u>地域防災計画【資料編】</u>	誤記	林業振興課
196	防災計画	資料編	3	資3-80	3.14 山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)	参照:滋賀県水防計画 ↓ 参照:滋賀県 <u>地域防災計画【資料編】</u>	誤記	林業振興課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
197	防災計画	資料編	3	資3-84	3. 15 地災害危険地区(地すべり危険地区)	地災害危険地区(地すべり危険地区) ↓ <u>山</u> 地災害危険地区(地すべり危険地区) 参照:滋賀県水防計画 ↓ 参照:滋賀県 <u>地域防災計画【資料編】</u>	誤記	林業振興課
198	防災計画	資料編	3	資3-84	3. 17 甲賀市洪水ハザードマップ	<u>甲賀市洪水浸水想定区域図に変更</u> <u>URLを変更</u>	令和3年度に作成した2022年保存版甲賀市防災マップでの表記と合わせるため修正	危機管理課
199	防災計画	資料編	3	資3-85	3. 18浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設 1行目	洪水浸水想定区域・・・ならびにこの地先の ↓ 洪水浸水想定区域・・・ <u>ならびに地先の</u>	誤記	福祉医療政策課
200	防災計画	資料編	3	資3-85 資3-86	○地先の安全度マップ	項目 住所 → <u>所在地</u>		福祉医療政策課
201	防災計画	資料編	3	資3-85 資3-86	3. 18浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設	表中 8 ハーモニーハウス甲賀 81ハーモニーハウス甲賀 重複記載のため <u>81ハーモニーハウス甲賀を削除</u>	誤記	滋賀県防災危機管理局 危機管理課
202	防災計画	資料編	3	資3-85 資3-86	3. 18浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設	<u>○削除</u> <u>22 濱田クリニック</u> <u>64 甲南幼稚園</u> <u>67 こなん保育園</u> <u>71 キッズハウスシュシュ</u> <u>73 大野小学校</u> <u>80 甲南中学校</u> <u>82 まごころ甲賀Ⅱ番館</u> <u>83 まごころ甲賀Ⅰ番館</u>	施設建物への浸水想定がないため削除 ※県流域政策局と調整済み	危機管理課
203	防災計画	資料編	3	資3-85 資3-86	3. 18浸水想定区域等内にある災害時要配慮者利用施設	<u>○追加</u> <u>・ひなたぼっこ げんき</u> <u>・ちきゅう保育園</u> <u>・うちゅー保育園</u> <u>・サンライズキッズ保育園 水口園</u> <u>・水口幼稚園 にじ</u>	新設事業所等の追加	長寿福祉課 保育幼稚園課
204	防災計画	資料編	3	資3-87 資3-88 資3-89	3. 19震度計設置場所 3. 20災害時要配慮者利用施設の範囲	<u>項目を入替</u> <u>3. 19災害時要配慮者利用施設の範囲</u> <u>3. 20震度計設置場所</u>		危機管理課
205	防災計画	資料編	3	資3-87	3. 19震度計設置場所	<u>出展を気象庁ホームページに変更</u> <u>URL修正</u>		危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
206	防災計画	資料編	3	資3-88	3. 20 災害時要配慮者利用施設の範囲 10 医療提供施設	2行目 介護老人保健施設、調剤を実施する薬局 ↓ 介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、調剤を実施する薬局		福祉医療政策課
207	防災計画	資料編	4	資4-1	4. 1 危険物製造所等設置状況	基準日 令和2年3月31日 → <u>令和3年3月31日</u> 完成検査済証交付施設数 合計 734 → <u>729</u> 事業所数 233 → <u>239</u> 製造所 29 → <u>28</u> 小計 520 → <u>517</u> 屋内貯蔵所 155 → <u>156</u> 屋外タンク 142 → <u>147</u> 地下タンク貯蔵所 131 → <u>127</u> 簡易タンク 9 → <u>10</u> 移動タンク 57 → <u>51</u> 交付施設の別・区分 小計 185 → <u>184</u> 一般取扱所 103 → <u>102</u>	令和3年3月31日現在のものに修正	消防本部
208	防災計画	資料編	4	資4-1	4. 3 高圧ガス	令和2年3月31日現在 ↓ 令和 <u>3</u> 年3月31日現在	基準日の修正	滋賀県防災危機管理局
209	防災計画	資料編	4	資4-1 資4-2	4. 3 高圧ガス	第一種 <u>製造</u> 第一種 <u>貯蔵</u>	誤記 項目の修正	滋賀県防災危機管理局
210	防災計画	資料編	4	資4-2	4. 3 高圧ガスの続き	事業者を追加 株式会社ホームエネルギー近畿 甲賀センター 甲賀市水口町ひのきが丘12 第一種製造○	事業者の追加	滋賀県防災危機管理局
211	防災計画	資料編	4	資4-3	4. 6市内文化財一覧表 甲賀市内指定文化財一覧	(令和2年12月31日現在) ↓ (令和3年12月31日現在) <u>現在の情報に更新</u>	現在の情報に更新	歴史文化財課
212	防災計画	資料編	4	資4-4	4. 6市内文化財一覧表	水口藩加藤家文書 13983 → 13983 <u>点</u>	単位の欠落 追記	滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
213	防災計画	資料編	4	資4-5	4. 6市内文化財一覧表	水口城跡 37928㎡ 泉古墳群 5033㎡ 旧東海道横田渡跡 82㎡ 植遺跡 3,957 → 3957㎡ 信楽焼窯跡群 7箇所 → 6034.40㎡ 小川城跡 19636 → 19636㎡ 勅旨古墳群 2基 → 2479㎡	員数表記、単位の欠落 追記 員数表記を他と統一	滋賀県防災危機管理局
214	防災計画	資料編	5	資5-2	5. 8 重要水防箇所評定基準	表の差し替え	基準改定のため	滋賀国道事務所
215	防災計画	資料編	6	資6-1	6. 1 水防活動実施報告書 (第2号様式) 表中 報告年月日	平成を削除		信楽地域市民センター
216	防災計画	資料編	6	資6-2	6. 2 災害救助法による救助の 程度、方法及び期間並びに実 費弁償基準 「避難所の設置」の「費用限度 額」	320円以内 → 330円以内	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
217	防災計画	資料編	6	資6-2	「応急仮設住宅の供与」の「費 用限度額」	5,516,000円以内 → 5,714,000円以内	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
218	防災計画	資料編	6	資6-2	「炊き出しその他による食品の 給与」の「費用の限度額」	1,130円以内 → 1,160円以内	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
219	防災計画	資料編	6	資6-2	6. 2 災害救助法による救助の 程度、方法及び期間並びに実 費弁償基準 「被服、寝具その他の生活必需 品の給与又は貸与」の費用限 度額	【全壊】1人世帯 夏:18,400円→18,800円 冬:30,400円→31,200円 【全壊】2人世帯 夏:23,700円→24,200円 冬:39,500円→40,400円 【全壊】3人世帯 夏:34,900円→35,800円 冬:54,900円→56,200円 【全壊】4人世帯 夏:41,800円→42,800円 冬:64,200円→65,700円 【全壊】5人世帯 夏:52,900円→54,200円 冬:80,800円→82,700円 【全壊】6人以上1人増すごとに加算 夏:7,800円→7,900円 冬:11,000円→11,400円	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並 びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
220	防災計画	資料編	6	資6-2	6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準 「被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与」の費用限度額	【半壊】1人世帯 夏:6,000円→ <u>6,100</u> 円 冬:9,800円→ <u>10,000</u> 円 【半壊】2人世帯 夏:8,100円→ <u>8,300</u> 円 冬:12,700円→ <u>13,000</u> 円 【半壊】3人世帯 夏:12,100円→ <u>12,400</u> 円 冬:18,000円→ <u>18,400</u> 円 【半壊】4人世帯 夏:14,700円→ <u>15,100</u> 円 冬:21,400円→ <u>21,900</u> 円 【半壊】5人世帯 夏:18,600円→ <u>19,000</u> 円 冬:27,000円→ <u>27,600</u> 円 【半壊】6人以上1人増すごとに加算 夏:変更なし 冬:3,500円→ <u>3,600</u> 円	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
221	防災計画	資料編	6	資6-3	「被災した住宅の応急修理」の「費用の限度額」	547,000円以内 → <u>595,000</u> 円以内	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
222	防災計画	資料編	6	資6-3	「学用品の給与」の「費用の限度額」	【小学校児童】 「4,400円以内」→「 <u>4,500</u> 円以内」 【中学校生徒】 「4,700円以内」→「 <u>4,800</u> 円以内」 【高等学校等生徒】 「5,000円以内」→「 <u>5,200</u> 円以内」	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
223	防災計画	資料編	6	資6-4	「埋葬」の「費用の限度額」	【大人】 「210,200円以内」→「 <u>215,200</u> 円以内」 【小人】 「168,100円以内」→「 <u>172,000</u> 円以内」	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
224	防災計画	資料編	6	資6-4	「死体の処理」の「費用の限度額」	【洗浄、消毒等】 「3,400円以内」→「 <u>3,500</u> 円以内」 【既存建物借上費】 「5,300円以内」→「 <u>5,400</u> 円以内」	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局
225	防災計画	資料編	6	資6-4	「障害物の除去」の「実費の限度額」	「135,100円以内」→「 <u>137,900</u> 円以内」	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(内閣府告示)による	滋賀県防災危機管理局

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
226	防災計画	資料編	6	資6-56	6. 39義援金品拠出者名簿 様式1号	義援金品 拠 出者名簿 ↓ 義援金品 拠 出者名簿	誤記	会計課
227	防災計画	資料編	6	資6-60	6. 45関係機関連絡先	基準日 令和 2 年4月1日現在 ↓ 令和 3 年4月1日現在 甲賀市上下水道部 電話番号 69-2222 住所 甲賀市水口町水口6053 FAX 69-2295 甲賀市教育委員会 電話番号 69-2239 住所 甲賀市水口町水口6053 FAX 69-2293	事務所移転により	上下水道総務課
228	防災計画	資料編	6	資6-61	表中 信楽警部交番	信楽警部交番 ↓ 信楽交番	誤記	信楽地域市民センター
229	防災計画	資料編	6	資6-62	表中 株式会社NTTマーケティングア クト福岡センター	削除	窓口閉鎖のため	西日本電信電話(株) 滋賀支店
230	防災計画	資料編	6	資6-62	表中	関西電力送配電 コンタクトセンター ↓ 関西電力送配電(株)滋賀支社 電話番号 0800-777-3081 ↓ 0800-777-3081 (コンタクトセンター) 所在地 (空欄) ↓ 大津市におの浜4丁目1番51号 FAX番号 (空欄)を削除	誤記	関西電力送配電(株) 滋賀支社
231	防災計画	資料編	6	資6-64	6. 46新聞報道関係連絡表 時事通信社の所在地	大津市打出浜2-1(コラボしが214F) ↓ 大津市打出浜2-1(コラボしが21_4F)	214階に見えるためスペースを挿入	秘書広報課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
232	防災計画	資料編	7	資7-20	7. 10民間との相互応援協定追加	(協定名) <u>災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定</u> (締結年月日) <u>令和2年4月17日</u> (協定締結先) <u>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</u> (協定内容) <u>災害が発生した場合の、下水道管路施設の復旧支援協力</u>	協定の追加 滋賀県・県内19市町合同の協定	下水道課
233	防災計画	資料編	7	資7-20	7. 10民間との相互応援協定追加	(協定名) <u>災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定</u> (締結年月日) <u>令和2年4月17日</u> (協定締結先) <u>公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部</u> (協定内容) <u>災害が発生した場合の、公共下水道施設の復旧支援協力</u>	協定の追加 滋賀県・県内19市町合同の協定	下水道課
234	防災計画	資料編	7	資7-20	7. 10民間との相互応援協定追加	(協定名) <u>自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定</u> (締結年月日) <u>令和2年4月17日</u> (協定締結先) <u>一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会</u> (協定内容) <u>災害が発生した場合の、公共下水道管路施設の復旧支援協力</u>	協定の追加 滋賀県・県内19市町合同の協定	下水道課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
235	防災計画	資料編	7	資7-20	7. 10民間との相互応援協定追加	(協定名) <u>災害に係る情報発信等に関する協定</u> (締結年月日) <u>令和2年7月10日</u> (協定締結先) <u>ヤフー株式会社</u> (協定内容) <u>災害時における情報発信等に関する協力</u>	協定の追加	危機管理課
236	防災計画	資料編	10	追加		<u>早期開設の避難場所一覧を追加</u>	危機管理課で一覧を作成	危機管理課
237	防災計画	資料編	10	資10-1	10. 1 指定緊急避難場所一覧	水口中央公民館 ↓ <u>綾野地域市民センター(水口中央公民館)</u> 水口交流センター ↓ <u>伴谷地域市民センター(水口交流センター)</u> 鮎河公民館 ↓ <u>鮎河地域市民センター(鮎河公民館)</u>	地域市民センターと公民館の併設施設について名称の記載の仕方を統一	危機管理課
238	防災計画	資料編	10	資10-1	10. 1 指定緊急避難場所一覧 宇川会館	水口町宇川1143 ↓ 水口町宇川 <u>2404</u>	誤記	危機管理課
239	防災計画	資料編	10	資10-1	10. 1 指定緊急避難場所一覧 鮎河公民館	土山町鮎河 <u>1950</u> ↓ 土山町鮎河 <u>1212-1</u>	移転のため所在地変更	土山地域市民センター

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
240	防災計画	資料編	10	資10-1	10.1 指定緊急避難場所一覧 旧水口西保育園	旧水口西保育園 ↓ 水口西保育園 <u>電話番号を削除</u>	旧を削除 現在休園中なだけで条例上は水口西保育園として存在する 電話はつながっていないため	保育幼稚園課
241	防災計画	資料編	10	資10-1	10.1 指定緊急避難場所一覧 土山中央公民館(お茶のみホール)	土山町南土山甲406、404 ↓ <u>土山町南土山甲406</u>	誤記	危機管理課
242	防災計画	資料編	10	資10-1	10.1 指定緊急避難場所一覧 土山開発センター	想定収容可能人数 297 → <u>295</u>	改築による面積変更	農業振興課
243	防災計画	資料編	10	資10-1	10.1 指定緊急避難場所一覧 森林文化ホール	<u>森林文化ホールを削除</u>		危機管理課
244	防災計画	資料編	10	資10-2	10.1 指定緊急避難場所一覧の続き	大野公民館 ↓ <u>大野地域市民センター(大野公民館)</u> 杉谷公民館 ↓ <u>甲南第二地域市民センター(杉谷公民館)</u> 希望ヶ丘防災コミュニティセンター ↓ <u>希望ヶ丘地域市民センター(希望ヶ丘防災コミュニティセンター)</u>	地域市民センターと公民館の併設施設について名称の記載の仕方を統一	危機管理課
245	防災計画	資料編	10	資10-2	10.1 指定緊急避難場所一覧 甲南図書交流館 信楽開発センター	甲南図書交流館 甲南町深川1850 → <u>1865</u> 信楽開発センター1251 → <u>1203</u>	誤記	危機管理課
246	防災計画	資料編	10	資10-2	10.1 指定緊急避難場所一覧 甲南希望ヶ丘保育園グラウンド(公園)	甲南希望ヶ丘保育園グラウンド(公園) ↓ 甲南希望ヶ丘保育園グラウンド(<u>遊歩</u> 公園)	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
247	防災計画	資料編	10	資10-2	10.1 指定緊急避難場所一覧 杉谷公民館 甲南第三小学校	杉谷公民館 施設管理者欄の記載が途中で切れているのを修正 甲南第三小学校 留意事項欄の記載が途中で切れているのを修正	誤記	滋賀県防災危機管理局
248	防災計画	資料編	10	資10-2	10.1 指定緊急避難場所一覧 甲南のぞみ保育園	施設管理者 事業所 → (社福)甲南会	他との整合	危機管理課
249	防災計画	資料編	10	資10-3	10.1 指定緊急避難場所一覧 小原小学校	留意事項欄の記載が途中で切れているのを修正	誤記	滋賀県防災危機管理局
250	防災計画	資料編	10	資10-3	10.1 指定緊急避難場所一覧	朝宮コミュニティセンター ↓ <u>朝宮地域市民センター(朝宮コミュニティセンター)</u> 多羅尾公民館 ↓ <u>多羅尾地域市民センター(多羅尾公民館)</u>	地域市民センターと公民館の併設施設について名称の記載の仕方を統一	危機管理課
251	防災計画	資料編	10	資10-4	10.2.1 指定避難所(水口地域) 表中 No.3	水口北保育園 水口町松尾1202-2 → <u>1211</u>	誤記	危機管理課
252	防災計画	資料編	10	資10-4	10.2 指定避難所一覧 表中 No.4	<u>水口東保育園を削除</u>	R4廃園・解体予定	保育幼稚園課
253	防災計画	資料編	10	資10-4	10.2.1 指定避難所(水口地域) 表中 No.7	県立水口高等学校(体育館・武道場) ↓ 県立水口高等 <u>学校</u> (体育館・武道場)	誤記	危機管理課
254	防災計画	資料編	10	資10-4	10.2.1 指定避難所(水口地域) 表中 No.8 No.12	No.8 第1次開設 水口中央公民館(綾野地域市民センター) ↓ <u>綾野地域市民センター(水口中央公民館)</u> No.12 第2次開設(不足時対応) <u>綾野地域市民センター(水口中央公民館)を削除</u>	No.8 第1次開設 水口中央公民館(綾野地域市民センター)と同施設であり重複 No.12 綾野地域市民センター(水口中央公民館)を削除	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
255	防災計画	資料編	10	資10-4	10. 2. 1 指定避難所一覧 表中 No.11	旧水口西保育園 ↓ 水口西保育園 <u>電話番号を「なし」</u>	旧を削除 現在休園中なだけで条例上は水口西保育園として存在する 電話はつながっていないため	保育幼稚園課
256	防災計画	資料編	10	資10-4	10. 2. 1 指定避難所一覧 表中 No.19	柏木保育園 水口町植117 → <u>440</u>	誤記	危機管理課
257	防災計画	資料編	10	資10-4	10. 2. 1 指定避難所一覧 表中 No.1 No.13	No.1 水口小学校の区・自治会欄の記載が途中で切れているのを修正 No.13 伴谷小学校の留意事項欄の記載が途中で切れているのを修正	誤記	危機管理課
258	防災計画	資料編	10	資10-4	10. 2. 1 指定避難所一覧	<u>ここのつつ園を追加</u>	指定避難所として追加するか調整済み	保育幼稚園課 危機管理課
259	防災計画	資料編	10	資10-5	10. 2. 1 指定避難所一覧 表中 No.22	甲賀市水ロスportsの森(ウッディハウス) 想定収容可能人数 屋内 <u>0</u> → <u>47</u>		危機管理課
260	防災計画	資料編	10	資10-5	10. 2 指定避難所一覧 表中 No.30	<u>岩上保育園を削除</u>	R4廃園・解体予定	保育幼稚園課
261	防災計画	資料編	10	資10-6	10. 2. 2 指定避難所(土山地域) 表中 No.2	鮎河地域市民センター(鮎河公民館)の住所 土山町鮎河 <u>1950</u> ↓ 土山町鮎河 <u>1212-1</u> 想定収容可能人数 屋内 <u>90</u> 屋外0 ↓ 屋内 <u>114</u> 屋外0	移転改修のため	土山地域市民センター
262	防災計画	資料編	10	資10-6	10. 2. 2 指定避難所(土山地域) 表中 No.6	土山開発センター 想定収容可能人数 297 → <u>295</u>	改築による面積変更	農業振興課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
263	防災計画	資料編	10	資10-6	10. 2. 2 指定避難所(土山地域) 表中 No.7 No.12	No.12 第2次開設(不足時対応) 土山地域市民センターを削除	No.7 第1次開設 土山地域市民センターとNo.12 第2次開設 土山地域市民センター 同一施設が2回記載 No.12 第2次開設 土山地域市民センターを削除	危機管理課
264	防災計画	資料編	10	資10-6	10. 2. 2 指定避難所(土山地域) 表中 No.9	森林文化ホール ↓ <u>甲賀市老人福祉センターフィランソ土山</u> 所在地 <u>土山町北土山2058</u> 電話 <u>なし</u> 想定収容可能人数 <u>屋内79 屋外0</u>	避難所の変更	危機管理課
265	防災計画	資料編	10	資10-6	10. 2. 2 指定避難所(土山地域) 表中 No.10	土山にこここ園 ↓ <u>土山保育園</u>	こここ園は正式名称ではないため	保育幼稚園課
266	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中No.2 甲賀中学校	想定収容可能人数 345 → <u>945</u>	表中No.6 甲賀体育館が甲賀中学校の所管施設となったため、甲賀体育館の想定収容可能人数600人を合算	危機管理課
267	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中No.6 甲賀体育館	削除	表中No.2 甲賀中学校の所管施設となったため、甲賀中学校に含む	危機管理課
268	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中 No.7	大原にこここ園 ↓ <u>甲賀東保育園</u>	こここ園は正式名称ではないため	保育幼稚園課
269	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中 No.9	甲賀大原地域市民センター ↓ <u>甲賀地域市民センター</u>	施設の名称変更	危機管理課
270	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中 No.11	かふか生涯学習館 ↓ <u>かふか生涯学習館(甲賀公民館)</u>	他との統一	危機管理課
271	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中 No.14	油日にこここ園 ↓ <u>甲賀西保育園南分園</u>	こここ園は正式名称ではないため	保育幼稚園課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
272	防災計画	資料編	10	資10-7	10. 2. 3 指定避難所(甲賀地域) 表中 No.18	佐山地域市民センターの (JA佐山店)を削除	支店の廃止	危機管理課
273	防災計画	資料編	10	資10-8	10. 2. 4 指定避難所(甲南地域) 表中 No.6	甲南高校(体育館、格技場) ↓ 県立甲南高等学校(体育館、格技場)	他との統一	危機管理課
274	防災計画	資料編	10	資10-8	10. 2. 4 指定避難所(甲南地域) 表中 No.11	甲南第三地域市民センターの (JA宮店)を削除	支店の廃止	危機管理課
275	防災計画	資料編	10	資10-9	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.5	信楽にこここ園 ↓ 信楽保育園	こここ園は正式名称ではないため	保育幼稚園課
276	防災計画	資料編	10	資10-9	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.6	信楽保健センターを削除	建て替えによる	危機管理課
277	防災計画	資料編	10	資10-9	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.7	信楽高校(格技場) ↓ 県立信楽高等学校(格技場)	他との統一	危機管理課
278	防災計画	資料編	10	資10-9	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.8	信楽地域市民センター 留意事項 大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため使用できない。 ↓ 大雨洪水の場合は浸水の危険性があるため、2階以上に避難してください。	地元・市・県(流域政策局)で行った「まちあるき(水害協)」において、センターを避難所とすることについて合意形成が図られているため、使用できないとの記載は不適切。 (信楽地域市民センターは、留意事項削除を案として提出)	甲賀土木事務所 信楽地域市民センター
279	防災計画	資料編	10	資10-9	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.13	小原地域市民センターの (JA小原店)を削除 信楽町柞原793 ↓ 信楽町柞原164-1	柞原会館内に移転のため	信楽地域市民センター
280	防災計画	資料編	10	資10-10	10. 2. 5 指定避難所(信楽地域) 表中 No.18	旧多羅尾保育園を削除	廃園・解体	信楽地域市民センター
281	防災計画	資料編	10	資10-13	10. 3. 1 自主避難場所一覧 (水口地域) 区・自治会: 第1区 田	秋葉草の根集会所 洪水浸水氾濫 ○ → 50未満	誤記	危機管理課

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
282	防災計画	資料編	10	資10-20	10. 3. 1自主避難場所一覧 (水口地域) 区・自治会: 嶮峨	浄福寺 ↓ 浄福寺	誤記	危機管理課
283	防災計画	資料編	10	資10-24	10. 3. 3自主避難場所一覧 (甲賀地域) 区・自治会: 大久保	大久保営農センター 甲賀町大久保675 ↓ 甲賀町大久保1097	誤記	危機管理課
284	防災計画	資料編	10	資10-25	10. 3. 3自主避難場所一覧 (甲賀地域) 区・自治会: 毛枚	毛枚倉庫前空地 ↓ 毛枚倉庫前空地	誤記	危機管理課
285	防災計画	資料編	10	資10-27	10. 3. 4自主避難場所一覧 (甲南地域) 区・自治会: 耕心	地震○ → 耐震基準満たさず 備考 → 建物自体は警戒区域外 地震時は屋外	誤記	危機管理課
286	防災計画	資料編	10	資10-30	10. 3. 5自主避難場所一覧 (信楽地域) 区・自治会: 江田	丸の内、本町、日吉、本町 ↓ 丸の内、本町、日吉	本町が重複 削除	信楽地域市民センター
287	防災計画	資料編	10	資10-31	10. 3. 5自主避難場所一覧 (信楽地域) 区・自治会: 勅旨	勅旨会館、草の根ハウス勅旨高原会館の住所 勅使 → 勅旨	誤記	信楽地域市民センター
288	防災計画	資料編	10	資10-31	10. 3. 5自主避難場所一覧 (信楽地域) 区・自治会: 勅旨の次に丸岡を 追加	勅旨→勅旨公民館、草の根ハウス勅旨高原会館 丸岡→陶芸の森駐車場、ローズゴルフ駐車場、草 の根ハウス丸岡会館 草の根ハウス丸岡会館 信楽町勅旨2392-12 地元区・自治会等 83-1361 洪水内水氾濫○、崖崩れ○、地震○ 屋内38 屋外236	誤記	危機管理課
289	防災計画	資料編	10	資10-32	10. 3. 5自主避難場所一覧 (信楽地域) 区・自治会: 杉山	(株)タカコ 高香荘を削除		危機管理課
290	防災計画	資料編	10	資10-33	表中 下朝宮	朝宮分団第2部機具庫駐車場 ↓ 朝宮分団第2部器具庫駐車場	誤記	信楽地域市民センター

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正内容	備考	提案者
291	防災計画	資料編	11	資11-1	11.1 備蓄倉庫一覧 No.27	鮎河小学校 ↓ 旧鮎河小学校	廃校	教育総務課
292	防災計画	資料編	11	資11-1	11.1 備蓄倉庫一覧	<u>現在の情報に更新</u> <u>基準日を追加:令和4年2月24日</u>		危機管理課
293	防災計画	資料編	11	資11-8	ページが重複	削除	誤記	危機管理課